

◆貸与奨学金-学業基準◆

<警告基準>

当年度修得単位数が標準的な修得単位数の1/2以下

終了セメスター	当年度修得単位数
1セメスター終了時	8単位以下
2セメスター終了時	15単位以下
3セメスター終了時	15単位以下
4セメスター終了時	15単位以下
5セメスター終了時	15単位以下
6セメスター終了時	15単位以下
7セメスター終了時	15単位以下

<廃止基準> 以下①～③の基準の内、いずれかに該当した場合

①卒業延期が確定した者

終了セメスター	通算修得単位数
1セメスター終了時	-
2セメスター終了時	-
3セメスター終了時	-
4セメスター終了時	23単位以下
5セメスター終了時	47単位以下
6セメスター終了時	71単位以下
7セメスター終了時	99単位以下

②卒業延期の可能性が極めて高い者

終了セメスター	通算修得単位数
1セメスター終了時	-
2セメスター終了時	0単位以下
3セメスター終了時	16単位以下
4セメスター終了時	31単位以下
5セメスター終了時	47単位以下
6セメスター終了時	69単位以下
7セメスター終了時	99単位以下

③当年度修得単位数が3単位以下の者

※①～③に該当するが、卒業を1年延期することで卒業が可能な場合は、「停止」とし、

停止期間終了時、奨学金の復活を希望する申請書を提出の上、学業成績(1年間分)が「継続」相当の場合、受給再開となります。

「継続」相当以外は再停止または廃止となります。